

FD-LTE Band28 に関して

令和 5 年 8 月 29 日、総務省令第六十七号「電波法施行規則等の一部を改正する省令」が公布、同日より施行されました。本改正により、FD-LTE Band28 の周波数が下記のように拡張され、一部の Band に占有帯域幅 3MHz が追加されております。

改正前 : UL 718 - 748MHz, DL 773 - 803MHz

改正後 : UL **715** - 748MHz, DL **770** - 803MHz

該当する特定無線設備

証明規則	省令記号	名称
第 2 条第 1 項第 10 号	VT	携帯無線通信用中継局 (OBW: 90%以内)
第 2 条第 1 項第 10 号の 2	VS	携帯無線通信用中継局 (OBW: 90%超)
第 2 条第 1 項第 11 号の 19	HU	SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用陸上移動局
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 2	PS	SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用陸上移動局 (NB-IoT)
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 3	QS	SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用陸上移動局 (eMTC)
第 2 条第 1 項第 11 号の 20	IU	SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用基地局等 (OBW: 90%以内)
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 2	IT	SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 (OBW: 90%以内)
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 3	JT	SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用屋内基地局 (OBW: 90%以内)
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 4	RS	SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用基地局等 (OBW: 90%超)
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 5	SS	SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局 (OBW: 90%超)
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 6	TS	SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用屋内基地局 (OBW: 90%超)

また、本改正では以下の経過処置が設けられております。

「施行期日」

- 1 この省令は、公布の日から施行する

「経過措置」

- 2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の無線設備規則第 49 条の 6 又は第 49 条の 6 の 9 に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の無線設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の無線設備規則第 49 条の 6 又は第 49 条の 6 の 9 に規定する無線局の無線設備に係る電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項に規定する技術基準適合証明又は同法第 38 条の 24 第 1 項に規定する工事設計認証(次項及び附則第 5 項において「技術基準適合証明等」という。)は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。
- 4 この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の無線設備規則第 49 条の 6、第 49 条の 6 の 9 に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。
- 6 陸上移動局に使用するための無線設備であって、この省令による改正前の無線設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 2 項に規定する 718MHz を超え 748MHz 以下の周波数の電波を送信する陸上移動局に使用するための無線設備の条件に適合するものとして電波法第 38 条の 24 第 1 項に規定する工事設計認証により表示が付されているもののうち、変更の工事を伴わずに 715MHz を超え 718MHz 以下の周波数において、シングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式の携帯無線通信を行う機能を有するものについては、この省令による改正後の無線設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 2 項に規定する 715MHz を超え 718MHz 以下の周波数の電波を送信する陸上移動局に使用するための無線設備の条件に適合するものとして当該表示が付されているものとみなす。

陸上移動局の今後の認証の取り扱いについて

令和5年8月29日以降、FD-LTE Band28の周波数を含む工事設計認証は以下のとおりの扱いとなります。

- 認証を受けている特定無線設備
経過措置 第3項に該当し、第6項（みなし規定）の適用対象となります。
- 認証を受けている特定無線設備に何らかの変更の工事を行う場合
追加の特性試験を実施し、拡張後の周波数範囲で認証を行います。
- 新規認証の申込
改正後の規定で審査及び認証を行います。

Q&A

Q1 : 既に工事設計認証を受けている特定無線設備に対し、改正後に変更の工事を行う場合、認証番号は変更されますか？

A1 : 変更内容がICGJの「同一認証番号とする場合のガイドライン」に該当する事例であれば、同一認証番号で発番することが可能です。

Q2 : 施行前に認証申込を行い、施行後に認証を行う場合、改正前又は改正後どちらの規定で認証されますか？

A2 : 令和5年8月28日までに認証申込を行っており、認証日が令和5年8月29日以降となる場合、経過措置 第4項に該当し、第6項（みなし規定）の適用対象とすることが可能です。

*認証日が令和5年8月29日以降となる場合は、改正後の規定で審査及び認証を行うことは可能です。

詳細は下記営業部までお問い合わせください。

お問合せ先 :

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377 (代表) / 078-940-0378 (FAX)

E-mail : sch_rf@dspr.co.jp